定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年七月五日

茨城県水戸市元吉田町一〇七七番二

ウルノ商事株式会社

代表取締役　宇留野正義

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年七月五日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番五号

株式会社３ＣＡ

代表取締役　國定　敦彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年七月五日

新潟県新潟市秋葉区金沢町三丁目四番一九号

新津さく泉株式会社

代表取締役　川内　三郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年八月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年七月五日

石川県金沢市駅西本町二丁目七番二一号

北陸コンピュータ・サービス株式会社

代表取締役社長　多賀　満

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年七月五日

大阪市中央区道修町三丁目一番六号

塩野香料株式会社

代表取締役　塩野　秀作

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年七月五日

徳島市中昭和町一丁目三番地

株式会社ゲンボク

代表取締役　岡田　育大

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である津川和夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年七月五日

千葉県八千代市萱田二二一七番地一

ジーシーラボリミテッド

日本における代表者　津川　和夫

任意清算公告

当法人は、平成三十年六月三十日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年七月五日

愛知県岡崎市福岡町字菱田五六番地二

司法書士法人わかくさ総合事務所

代表社員　田中　健一

訂正公告

平成三十年三月二十九日（号外第六十九号）掲載の第九十八期決算公告（枠組）中、貸借対照表の要旨の、負債合計の金額に「78,778」とあるは「103,039」の誤りにつき、訂正します。

平成三十年七月五日

東京都港区芝浦三丁目四番一号グランパークタワー

日本エア・リキード株式会社

代表取締役社長　矢原　史朗

正誤

ページ	段	行	誤	正
三六	表中改正後欄中	九	第15の１の注５の適用	第15の１の注５又は１の２の注６若しくは注７の適用
三八	ページ表中改正後欄中	終りから一行目	一一行目と一〇行目の間に移動する。	三八ページ表中改正前欄中終りから一行目「(1)・(2)　(略)」を終りから三行目と二行目の間に移動する。
三九	表中改正後欄中	終りから一二～一二	第15の１の注５の適用	第15の１の注５又は１の２の注６若しくは注７の適用
五六	〃	一五	第54条の６の	第54条の６に
〃	〃	九	都府県知事	都道府県知事
七〇	表中改正後欄中	一一	48条第２項	第48条第２項
〃	〃	終りから一一〇	第15の２	第15の１の２
七八	表中改正後欄中	一八	注６の２までにおいて	注６の２においてホについては
七九	〃	終りから一〇	第５条第25項	第５条第27項
八二	表中改正後欄中	一二	第５条第25項	第５条第25項
九一	表中改正後欄中	終りから五	指定就労移行支援事業所等	指定就労移行支援事業所等
〃	表中改正前欄中	六	指定就労移行支援事業者等	指定就労移行支援事業者等
〃	表中改正後欄中	六	指定就労移行支援等	指定就労移行支援等
九六	表中改正前欄中	五	指定就労移行支援事業等	指定就労移行支援事業等
一〇三	表中改正後欄中	一一～一四	当該就労継続支援Ａ型事業所等	当該指定就労継続支援Ａ型事業所等
〃	〃	八	当該就労継続支援Ｂ型事業所等	当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等
一〇四	表中改正後欄中	一〇	、206条	、第206条
〃	〃	終りから五	当該就労定着事業所	当該指定就労定着支援事業所
一〇九	〃	四	イからハの	イからハまでの
一一一	〃	七	所定単位を	所定単位数を
〃	〃	一一～一三	〃	〃
〃	〃	一四～一九	〃	〃
〃	〃	六～五	〃	〃
一一二	表中改正後欄中	一一	規則６条の10の６	規則第６条の10の６
（印刷誤り）				
一一五	表中改正後欄中	終りから一七	同一の敷地内建物等	同一敷地内建物等

同日（同号外）厚生労働省告示第八十三号（厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一二五	表中改正前欄中	一四	を乗じた額を終りから四～三

同日（同号外）厚生労働省告示第九十号（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一五三	表中改正後欄中	一三	障害福祉サービス基準	指定障害福祉サービス基準
〃	〃	終りから四～三	サービス管理責任者員数	サービス管理責任者の員数

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月五日付第一四六号九六

ページ●同日付政府調達第一二五号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）